

令和7年度 地域密着型サービス等集団指導 ご質問・ご意見の一覧

人員・運営・報酬基準

Q 1. 処遇改善加算は、役員に適用されるか。

Q 2. 令和6年度の集団指導資料において、兼務は3職種までといったローカルルールは撤廃される旨記載されていたが、他のユニットの管理者や介護職員の兼務を制限するローカルルールも撤廃されているのか。

ケアプランデータ連携システム、電子申請・届出システム等の活用

Q 3. データ連携システムは他事業所も利用しないと意味がないようですが、訪問介護や通所介護では全く理解していないところも多く見られました。本当に利用価値がある仕組みなのかと懸念があります。地域密着型ではないサービス事業所にも周知されるような機会があるのでしょうか。

災害時の備え

Q 4. 「避難行動要支援者支援制度」について、登録後に各町内会などの避難支援関係者が具体的にどのように高齢者を支援していくのか、昨年の津波警報の避難時にどのような支援があったのかの例があれば紹介してほしい。

人員、運営、報酬基準について

Q1

処遇改善加算は役員にも適用されるのでしょうか。

A

処遇改善加算の算定対象となるサービス事業所等における業務を行っているとは判断できる場合には、処遇改善加算による賃金の対象を含めることが可能です。
そのため、職員が一人であり、ケアプラン作成業務を代表取締役等の役員が行っている居宅介護支援事業所などについても、処遇改善加算を算定し、当該役員等を処遇改善加算による賃金改善の対象に含めて差し支えございません。

Q2

令和6年度の集団指導資料において、兼務は3職種までといったローカルルールは撤廃される旨記載されていましたが、他のユニットの管理者や介護職員の兼務を制限するローカルルールも撤廃されているのでしょうか。

A

3職兼務ルールの撤廃に関しましては、グループホームにおける各職種の兼務体制についても適用されておりますので、計画作成担当者が他のユニットの管理者や介護職員を兼務することも可能となっております。

ケアプランデータ連携システム、電子申請・届出システム等の活用について

Q3

データ連携システムは他事業所も利用しないと意味がないようですが、訪問介護や通所介護では全く理解していないところも多く見られました。本当に利用価値がある仕組みなのかと懸念があります。地域密着型ではないサービス事業所にも周知されるような機会があるのでしょうか

A

ご指摘のとおり、ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と各サービス事業所それぞれで登録して運用する必要があることから、登録事業所が少なければその効果も低くなってしまいます。

そこで本市では今年度、「ケアプランデータ連携システム活用促進事業」として、市内の地域密着型以外の事業所も対象に、システムの導入から活用に至るまでの伴走支援を実施することといたしました。事業内容等に関する詳細なお知らせは7月以降になるものと思われまますので、お待ちくださいませ。

Q4

「避難行動要支援者支援制度」について、登録後に各町内会などの避難支援関係者が具体的にどのように高齢者を支援していくのか、昨年の津波警報の避難時にどのような支援があったのかの例があれば紹介していただけるとありがたいです。

A

本市の「避難行動要支援者支援制度」の登録者は、身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、要介護3以上の方が対象となっております。

そのうち、登録者が、自主防災組織（町内会）等に個人情報等の提供に同意した方を対象に、自主防災組織（町内会）が訪問し、同意者の詳細情報を聞き取り「個別避難計画」を作成します。この個別避難計画に基づき、避難支援を行うほか、安否確認等に用いられます。

同意がない場合であっても、災害時は消防や自衛隊などの救助・安否確認に用いられます。昨年の津波警報時の例としましては、個別避難計画に基づき、支援者が避難の過程で登録者と一緒に避難したことや、警報解除後に安否確認を行うなどの支援を行ったと伺っております。

また、この制度は、登録者・支援者双方の理解と平時からの地域コミュニティが必要不可欠であるため、町内会の高齢化により支援ができない現状も課題となっております。皆様におかれましては、登録者をはじめ、支援者との橋渡しや災害時の避難所支援等、引き続き、ご協力をいただけると幸いです。